

令和9年度鳥取県育英奨学学生（大学等奨学資金）募集要項

- ・鳥取県育英奨学資金の財源は、鳥取県の公金のほか、卒業し、社会人となった先輩奨学学生のみなさまからの返還金により、まかなわれています。
- ・**この奨学金は、返還の必要があるものです。**
10年以上の長い返還期間となりますので、ご本人や保護者でしっかりと話し合ってから貸付を受けてください。

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で、国内の大学、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

※専修学校の高等課程や各種学校は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

2 募集人員 210人

（注意）募集人員を上回る申請があった場合、所得状況及び学業成績を勘案し、鳥取県育英奨学学生選考委員会において選考の上、採用者を決定します。

（参考）昨年度の申請数および倍率：申請人数：209人、倍率：0.9倍

3 貸与月額

国公立の大学等	月額	45,000円
私立の大学等	月額	54,000円

4 貸与期間

大学等に入学した時から、大学等の正規の修業年限の終了する月までとします。

※途中で修業年限が変わる場合（短期大学から大学への編入学、別の大学への入学等）でも、当初決定した貸与期間は変更できませんので、ご承知ください。

5 貸与要件（以下に全て該当する方）

- ア 大学等に在学する者であること。
- イ 特に学業に優れ、性行が正しいこと。
- ウ 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- エ 県から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。
- オ 県以外の者から、同種類の奨学資金（教育委員会が別に定める奨学資金を除く）であって1月当たりの貸与額又は給与額が本奨学金の貸与月額以上のものの貸与（無利子のものに限る）又は給与を受けていないこと。
- カ 県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。

6 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後20年以内（途中辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦又は月賦の方法で、口座振替の方法により返還していただきます。返還金の最低年額（返還が完了する年の返還額を除く）は、貸与総額により定められています。

（返還の例）

区分	卒業時の貸与総額	返還年賦額	返還年数
国公立〔4年制〕	2,160千円	13万円/年	17年
国公立〔2年制〕	1,080千円	9万円/年	12年
私立〔4年制〕	2,592千円	13万円/年	20年
私立〔2年制〕	1,296千円	10万円/年	13年

- (2) 返還が滞った場合、民法の規定に基づき延滞金が発生します。

7 申請資格

次の要件をすべて満たしていること。（※要項のチェックリストでもご確認ください。）

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、令和9年度に大学等へ入学する予定の者。
- (2) 高等学校等第2学年時（定時制課程又は通信制課程に在学する者は、卒業見込年度の前年度）の学業成績の平均値が3.0以上であり、性行が正しいこと。
- (3) 申請者の属する世帯（生計を一とする世帯）の年間所得が、別表第2の所得基準以下であること。
- (4) 進学後、鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。
- (5) 進学後、鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。（教育委員会が別に定める奨学資金を除く。）

※奨学金の併給については、別紙1「鳥取県育英奨学資金（国内大学等）と他の奨学金との併給」をご覧ください。

8 申請の手続

奨学資金を希望する者は、次の書類を在学している高等学校等の長に提出すること。（既に高等学校等を卒業している者は、出身の高等学校等へ提出すること。県外高校在学者又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者等は、12の「お問合せ先」へ問い合わせること。）

＜提出する書類＞

- (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（別添）
- (2) 申請する前の年の市町村長発行の所得証明書
 - ・ 申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分
 - ・ 令和7年1月1日から令和7年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの
- (3) 誓約書（別添）（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
- (4) 別表第1の特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする者は、そのことを証明する資料（一人親世帯、就学者のいる世帯を除く。）※要項のチェックリストでもご確認ください。

9 申請締切 令和8年9月3日（木）

※高等学校等で早めに締切を定めている場合がありますので、詳細は在学する高等学校等（既卒生の場合は出身の高等学校等）にご確認ください。

10 申請結果

令和8年11月下旬（予定）に、申請者本人及び在学している高等学校等へ選考結果を通知する。

採用者については、進学届出書・口座振込書・在学証明書等の提出後、貸与を開始する。

（令和9年5月下旬貸与開始予定）

11 その他

- (1) 奨学生に内定した者が、令和9年度に大学等へ入学できなかったときは、その資格を失います。
- (2) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は本人及び連帯保証人と同一生計外（同居不可）の者としてください。
- (3) 鳥取県育英奨学資金と併用できないもの（日本学生支援機構の第一種奨学金は金額に制約あり）があるため、奨学生に内定した者には選考結果通知の際に意向確認（大学等入学後に鳥取県育英奨学資金の貸与を希望されるかどうか）の用紙を同封し、後日提出していただきますのでご了承ください。

12 お問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室

電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 電子メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

別表第 1 特別控除額表

「鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領」より

区分	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を対象とする控除				
(1)一人親世帯		490千円		
(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80千円		
	中学校	自宅通学		160千円
		自宅外通学		
	高等学校	国公立	280千円	470千円
		私立	410千円	600千円
	高等専門学校	国公立	360千円	550千円
		私立	600千円	800千円
	大学	国公立	590千円	1,020千円
		私立	1,010千円	1,440千円
	専修 学校	高等 課程	国公立	170千円
私立			370千円	460千円
専門 課程		国公立	220千円	620千円
		私立	720千円	1,120千円
(3)障がい者のいる世帯	障がい者1人につき (申請書添付資料：障害者手帳、療育手帳等の写し)	860千円		
(4)長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 (申請書添付資料：申請する前の年の診療費領収書の写し)			
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額(住居費、光熱水費に限る。 ただし、710千円を限度とする (申請書添付資料：申請する前の年の住居費、光熱水費領収書等の写し)			
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び金額の見積書)			
B 本人を対象とする控除				590千円

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯及び(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前に支出した実費とする。
- 4 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱・水道費に限る。
- 5 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 6 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

別表第 2 所得基準額表

「鳥取県育英奨学資金貸与事務取扱要領」より

世帯人員	令和7年分 所得	備考
1人	6,780千円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200千円を加算する
2人	7,820千円	
3人	8,280千円	
4人	8,550千円	
5人	8,820千円	
6人	9,020千円	
7人	9,220千円	

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表第1の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

鳥取県育英奨学資金（国内大学等）と他の奨学金との併給

(1) 併給できるもの

① 貸与月額が鳥取県育英奨学資金の 貸与月額 未満 の場合に限るもの

- ・(独)日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金(無利子)
- ・(財)あしなが育英会奨学金
- ・(財)交通遺児育英会奨学金
- ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
- ・鳥取県保育士修学資金貸付（鳥取県社会福祉協議会）

② 併給にあたり、特に制限のないもの

- ・(独)日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金及び第二種奨学金(有利子)
- ・(株)日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、国の教育ローン)
- ・各金融機関の教育ローン

(2) 併給できないもの

※併願は可能ですが、両方採用となった場合、どちらかを辞退する必要があります。

① 鳥取県が実施する奨学金

- ・看護職員修学資金（鳥取県福祉保健部）
- ・医師養成確保奨学金（鳥取県福祉保健部）
- ・臨時特例医師確保対策奨学金（鳥取県福祉保健部）
- ・理学療法士等修学資金（鳥取県福祉保健部）
- ・母子父子寡婦福祉資金（鳥取県子ども家庭部）

② 長谷育英会奨学金(長谷育英奨学会)

③ 貸与月額が鳥取県育英奨学資金の 貸与月額 以上 の場合

- ・(独)日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金(無利子)
- ・(財)あしなが育英会奨学金
- ・(財)交通遺児育英会奨学金
- ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
- ・鳥取県保育士修学資金貸付（鳥取県社会福祉協議会）

上記以外にも、いろいろな奨学金制度があります。
それぞれの要件等で、鳥取県育英奨学資金との併用が認められるもの、
認められないものがありますので、御相談ください。

よくある質問

1 保証債務に関するもの

(1) 連帯保証人と保証人の違いがわかりません

奨学金の連帯保証人と保証人の主な違いは、返済責任の範囲です。

奨学金の返済は、原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。

一方、保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わり返済する責任があります。

法的に説明すると、連帯保証人には「求償権」のみが認められる一方で、保証人は「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」、「分別の利益」、「求償権」が認められています。

催告の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、「まずは債務者（奨学生）に請求してください」等と主張し、これを拒むことができる権利

検索の抗弁権：保証人に返済の請求がきた際に、本人に財産があることや強制執行が可能であることを証明し、自分への請求を拒む権利

分別の利益：保証人が複数いた際に、1人が借金全額を返済するのではなく、保証人の数で分割して返済する権利

求償権：債務者に代わり弁済した場合、その分を債務者に対して請求できる権利

(2) 連帯保証人や保証人を頼める人がいません

連帯保証人及び保証人がなければ、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができません。どなたかに必ずお願いをしていただきますよう、お願いします。

また、やむを得ず連帯保証人又は保証人の変更が必要となった場合は、必ず「鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。

(3) 連帯保証人や保証人になれる条件

鳥取県育英奨学資金の借入れには、連帯保証人と保証人がそれぞれ1名必要です。

年齢や所得額による制限はありませんが、収入のまったくない方を保証人として立てるのはご遠慮いただいています。

- ① **連帯保証人**：父母またはこれに代わる債務を保証する方（原則は保護者）
- ② **保証人**：奨学生及び連帯保証人と生計を一にしない方

<保証人について、よくある質問>

○「生計を一にする」とは？

国税庁の定義によると、「生計を一にする」とは日常の生活の資を共にすることです。ただし、別居していても「生計を一にする」に該当する場合や、同居していても「生計を一にする」には該当しない場合もあります。

例えば、二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、それを証明する書類（光熱水費等の同月の請求・領収書等）を提出していただくことで認められる場合もありますので、迷う場合、まずはご連絡ください。

○祖父母でも保証人をお願いできますか？

年齢制限を設けていませんが、保証人は、奨学生の卒業後、約20年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方をお願いをします。

2 貸与に関するもの

(1) 留学することとなった

学校を休学して留学などする場合は、奨学金貸与を休止しますので、「鳥取県育英奨学生異動届」の提出をお願いします。復学後、同じ用紙で復学の手続きをしていただくことで、貸与を再開します。

ただし、学校の教育課程で、休学することなく留学する場合などは、そのまま貸与を受けることが可能です。

(2) 休学することとなった

休学期間中は、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができませんので、速やかに育英奨学室へ連絡してください。休学期間は貸与を休止し、復学されてから、貸与を再開します。（いずれも「異動届」の提出が必要です）

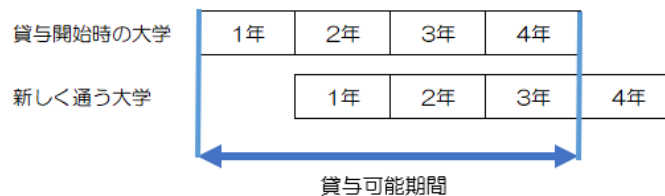
休学中に本奨学金の貸与を受けた場合、その期間の貸与分を返還していただく必要があるため、必ずお早目にご連絡ください。

(3) 現在通っている大学を退学し、他の大学に入学しなおしたが、奨学金の貸与は続けられるか

新しい大学等に入学した場合、それが「大学等奨学資金」の対象となる学校であれば、引き続き奨学金の貸与を受けることが可能ですので、まずご相談ください。

ただし、貸与期間は、はじめに貸与を受けるときに申告した修業年限を上限とします。

なお、短期大学から大学へ編入する場合も同様です。



(4) 貸与期間中、生計を一にする者が、県外に住所を移した（住民票の移動）

鳥取県育英奨学資金の貸与要件に「県内の住所を有する者と生計を同じくしていること」と定められており、生計を一にする（同じくする）者が県外に住所を移した場合、鳥取県育英奨学資金の貸与を受けることができなくなりますので、必ず速やかにご連絡ください。

ただし、一時的な移動である等様々なケースがありますので、まずご相談ください。

(5) 鳥取県育英奨学金の貸与を辞退したい

他の併給不可の奨学金の受給が決まった、退学をした等の理由で、本奨学金の貸与を辞退したいときは、「辞退届」を提出していただくことで貸与を停止します。

ただし、他の併給不可能な奨学金が決定した場合は、その奨学金の受給と重なる期間については、本県への返還が必要となります。

また、退学したことを報告せず貸与を受けた場合も、退学をした翌月以降の貸与分の返還が必要となります。貸与を辞退するとき、又は貸与を続けられない状態になるときなどは、速やかに育英奨学室へご連絡ください。

※鳥取県の他の奨学金は貸与決定時期が遅いこともあり、まずは鳥取県育英奨学資金の貸与を受けておいて、他の奨学金が決定した時点で辞退される方もおられます。遠慮なくご連絡ください。

3 返還に関するもの

(1) 返還はいつからどのように始まるか

貸付期間の終了した月の半年後に返還が始まります。

貸与終了時、育英奨学室から借用証書などの返還手続きに必要な書類を送付するので、期限までに提出してください。

返還方法は口座振替による返還となり、月賦、半年賦から選択していただきます。

返還方法は途中から変更することも可能で、さらに繰上返還なども可能ですので、まずはご相談ください。

進学を予定されている方、留年された方なども、期限までに借用証書などを提出のうえ、別に返還猶予の申請を行っていただくことで、一定期間返還を猶予することができますので、ご相談ください。

(2) 奨学金の返還を怠った場合、どうなるか

返還が滞った場合、民法の規定に基づき延滞金が発生します。

さらに、正当な理由がなく、奨学生本人または連帯保証人から返還がない場合は、連帯保証人や保証人あてに返還請求を行ったり、裁判所を通じて支払督促を行います。

また、民間業者へ督促業務を委託する場合があります。

収入の減少などにより、約束された金額による返還が困難になった時は、必ずまでご連絡ください。

可能な返還方法等を一緒に考えます。

(3) 経済的に返還が厳しい

本県では、一時的に返還を猶予する制度を設けています。

ただし、該当となるかどうかの判断が必要ですので、まずは育英奨学室へご連絡ください。

返還猶予制度については、こちらのページをご覧ください。

◇鳥取県育英奨学資金の返還猶予・免除制度 : <https://www.pref.tottori.lg.jp/327232.htm>

また、返還猶予の対象とならなかったとしても、無理のない返還方法についてご相談させていただきますので、遠慮なく育英奨学室へご相談ください。

(4) 奨学金の返還を支援する制度

自治体や就職先により異なりますが、奨学金の返還を助成する制度があります。

詳細は、貸与終了時に、ご自身が住む予定の自治体等にお問い合わせください。

(本県の支援制度例) ※令和8年4月現在

○鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

鳥取県内に就職する大学院生、大学生、高専生、短大生、専門学校生、大学等既卒者(35歳未満)の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度

(お問合せ先 鳥取県 人口戦略推進本部 人口戦略課 電話 0857-26-7648)

○鳥取県公立学校教員奨学金返還支援

<https://www.pref.tottori.lg.jp/325844.htm>

本県公立学校教員として採用された方を対象に奨学金返還額の一部を8年間にわたり助成する制度

(お問合せ先 鳥取県 教育委員会事務局 教育人材開発課 電話 0857-26-7513)